

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

105	横須賀流通業務拠点基盤整備事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	多様な生物の生息環境の保全方を十分検討し、確実に実施する必要がある。	本事業の実施にあたっては、周辺樹林地の現況保存、生態池等の創出を行い、多様な生物の生活環境を確保する。 また、各種保全対策については、定期的な巡回及びモニタリング調査により、対策の実施状況とその効果、生物の定着状況等を確認する。
	保全を図る生物生息環境について、綿密な維持管理計画を策定し実施するとともに、計画に沿ったモニタリングを行う必要がある。	保全・創出を図ることとした生物生息環境について、綿密な維持管理計画を策定し実施するとともに、定期的なモニタリング調査等を実施し、生物生息環境が良好な状態に維持されるよう努める。
	実施区域内に存在する石畳道については、レクリエーション資源としての機能を確保するよう検討する必要がある。	予測評価書案では、石畳道の位置している谷を盛土する計画であったが、レクリエーション資源の保全を考慮し、盛土は行わず、現況保全する計画に変更した。
	建設機械の稼働による排出ガス、降雨時の濁水発生等、工事中における影響を低減するよう配慮する必要がある。	工事中における周辺地域への環境への影響を極力軽減するため、建設機械の稼働に伴う排出ガス低減対策、工事用車両の運行に伴う排出ガスの低減対策、降雨時の過水発生対策、工事中の建設系廃棄物対策について措置を講じる。
水質汚濁（仮設沈砂池容量の設定等）	集水域ごとに設ける仮設沈砂池は、60mm/日の降雨に対応する濁水を全量貯留する計画としているが、日降雨量の設定根拠の妥当性を明らかにするとともに、想定される連続降雨量も考慮して仮設沈砂池の容量を検討すること。	過去10年間における連続降雨量による階級別出現回数及び頻度の整理結果から、連続降雨量データを1年間に換算すると、年間約93回の降雨のうち60mm以上の降雨は約5回発生することが推定され、一方、日降雨量データを1年間に換算した場合には、年間約117回の降雨のうち60mm以上の降雨は約4回発生することが推定されるため、連続降雨量の場合と大きな相違はないものと考えられる。
水質汚濁（濁水の管理方法等）	造成工事中の濁水対策は、濁水の管理基準値及び濁水濃度の把握方法を含めた適切な管理方法を検討すること。 また、多降雨時における濁水の緊急的な対策として使用を計画している凝集剤の種類、使用量及び投入の方法を明らかにすること。	造成工事期間中に日雨量60mmに近づいた場合は造成区域内を定期的に巡回パトロールする。この時に携帯用濁度計を用いて仮設調整池の流末水路放流口の濁度を測定し、SS濃度に換算して70mg/Lを超過する恐れがある場合には、凝集剤の使用により、土砂の沈降を促す計画である。また、凝集剤の種類については、無機系の凝集剤を使用する予定であり、具体的な方法等については、工事施工計画を立案し決定する。
植物、動物、生態系（植物相の調査等）	①～④の沢・谷戸部の詳細な現存植生図を示すこと。 また、実施区域内の大径木の分布状況を明らかにし、その保全対策を検討すること。	実施区域内の4つの沢・谷戸部における詳細な現存植生を明らかにすることを目的として追加調査を実施した。 また、大径木の分布状況等を把握するため、実施区域内において追加調査を実施し、その結果、改変区域付近（境界から概ね10m以内）に位置する大径木、及び切土区域と盛土区域との境界付近に位置する大径木を抽出するとともに、将来の土地利用を勘案し、5種6本の大径木を抽出した。 今後は、これらの大径木を現況保全することを前提として検討を行う。

植物、動物、生態系（自然緑地の保全）	4つの沢・谷戸部の自然度を総合的に比較検討し、植物、動物、水生生物の現況や、それらの種が生息する地形の状況を踏まえ、生態系の視点から自然緑地等の保全について配慮すること。	各生物相ごとに比較検討を行った4つの沢・谷戸部の自然性の高さの順位を整理すると、植物、動物、水生生物全ての項目で1位か2位の自然性の高さを有する④の谷戸部が最も総合的に自然性が高いものと判断され、次いで①の沢、②の沢、③の沢の順になるものと考えられる。 予測評価書案では、④の谷戸部ではその上流部を造成する計画としていたが、以上の比較検討の結果において、最も総合的に自然度が高いものと判断されたことから、④の谷戸部沿いの谷筋の一部及びその周辺樹林地を現況保全し、トウキョウサンショウウオ等の多様な生物の生息環境の保全に配慮した計画に変更した。
植物、動物、生態系（食物連鎖構造、生態系の予測）	生物相互の関わりに着目して、食物連鎖構造を明らかにすること。また、生態系ユニットについて、生態系の全体性・連続性を踏まえ再検討し、食物連鎖構造等の変化を予測すること。	沢・谷戸地形の底部に形成された水域から、その周辺の樹林地にかけての環境を一体的に利用しているトウキョウサンショウウオ、ホタル類等の生物が生息していること等の特徴を有していることなどから、①～④の沢・谷戸部の流域については、それぞれ1つのユニットとして特に抽出し、合計9ユニットとした。
植物、動物、生態系（注目すべき種の保全対策）	注目すべき種を保全するため、それぞれの生物の生態等に配慮した保全対策を実施するとしているが、その具体的な内容を明らかにすること。	注目すべき植物のうち、造成区域内において確認されたカントウカンアオイ及びエビネについては、自然緑地等に移植する。 注目すべき哺乳類として、タヌキ、キツネ、イタチ、ハクビシンの4種を選定した。本事業の実施に伴い移動経路等の確保の観点から、実施区域北側外周部の緑地等を帯状に保全する計画である。 注目すべき鳥類として、ハチクマ、オオタカ、ノスリ等の猛禽類7種、猛禽類以外のアオバト、ホトトギス等の19種を選定した。これらの鳥類の生息環境を保全する観点から、実施区域北側外周部の緑地の保全、段階的な工事の施工、光害の抑制等の各種対策を実施する計画である。 注目すべき両生類として、トウキョウサンショウウオ、アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエルの3種を選定した。トウキョウサンショウウオ等の生息環境の保全にあたっては、周辺樹林地も含めた①の沢及び④の谷戸部の谷筋の現況保全、③の沢に設置される1号調整池内での湿性環境の創出等、並びに濁水や路面排水等の流入防止、適度な水量の確保等の各種対策を実施する。
植物、動物、生態系（生物生息環境の保全・創出の内容）	④の谷戸部に湿性環境を確保し、多様な生物が生息できる環境を保全・創出するため、適度な水量を確保するとともに、その水量を明らかにするとともに集水方法の具体策を検討すること。 ③の沢に設置する1号調整池及びその周辺地域をトウキョウサンショウウオの新たな生息環境として創出するとともに、ホタルやトンボ類をはじめとする様々な生物の生息にも配慮した環境を創り出すとしているが、創出する空間が「各種の存続」に十分な生息環境を有したものとなるよう、「河川源流部の創出」に着目して検討すること。 また、調整池内を活用した生息環境のため、路面排水が流入することとなるが、生態池等の構造を再検討したうえで路面排水が湿性環境に与える影響を明らかにすること。	④の谷戸部の実施区域境界地点付近での水量を0.25L/s（＝約22m ³ /日）と推定し、トウキョウサンショウウオの卵のうが確認された最上流部の地点付近の水量は0.1L/s（＝約9m ³ /日）、ゲンジボタルが多く確認されている最上流部の地点付近の水量は0.21L/s（＝約18m ³ /日）と推定された。 ④の谷戸部の水量の推定結果では、止水域を確保することは十分可能であると考えられるが、十分な水量を有する流水域を確保することはやや困難であると考えられるので、井戸等を設置し、地下水を汲み上げ補給する方法を検討する。 各種生物の生息環境条件を踏まえた上で、「生物生息空間の創出」を行うこととし、1号調整池の底部東側に、トウキョウサンショウウオ等の生物生息環境のための池（生態池）を設置する。 路面排水が湿性環境に与える影響については、一般に降雨に伴う路面堆積物の流出は1時間以内にそのほとんどの堆積物が流出し、これに伴い初期流出水の汚濁物質濃度が高くなることが知られているため、1号調整池においては、雨水流入口からオリフィスまで導水路を設け、汚濁物質濃度の高い初期雨水を早期に排除する計画

		<p>である。その後水位が上昇し、生態池に雨水排水が溢水しても、その場合の雨水排水の汚濁物質は低濃度であると考える。</p>
<p>植物、動物、生態系（保全・創出するとして環境の監視、維持管理計画）</p>	<p>保全するとして①の沢及び④の谷戸部並びに創出するとして③の沢の1号調整池内の生態池に、トウキョウサンショウウオ等が定着するまでの監視計画及びその後の維持管理計画を周辺樹林地を含めて検討すること。</p>	<p>工事期間中及び工事完了後10年間において、トウキョウサンショウウオの生息状況やその生息環境状況等について、定期的な巡回とモニタリング調査を実施し、保全対策の実施状況とその効果、トウキョウサンショウウオの定着状況を確認し、定着状況が思わしくない場合やその生息環境が適正に維持されていない場合には、学識者等の助言・指導等を受けつつ原因等を究明し、必要な措置等をとる計画である。</p> <p>なお、トウキョウサンショウウオ以外の各種生物についても、トウキョウサンショウウオに関する定期的な巡回及びモニタリング調査時に、その生息環境の状況等を併せて確認するとともに、その生息環境に影響が生じている場合には必要な対策等を実施する予定である。</p>
<p>レクリエーション資源</p>	<p>消失する石畳道の代償措置として、緑地内の新設歩道と公園内歩道を整備することとしているが、ハイキングコースの機能を確保する観点から、代償措置としての妥当性について明らかにすること。</p>	<p>予測評価書案では、石畳道の位置している谷を盛土する計画となっていたが、レクリエーション資源の保全を考慮し、この谷での盛土は行わず、現況保全することに変更した。</p> <p>この谷の上部から県立塚山公園に至る尾根沿いのルートについては、造成区域に該当しているため、消失することとなるが、6号公園及び4号公園内に、ほぼ平坦地を歩行できる公園内歩道として付け替えルートを整備することにより、県立塚山公園に至るハイキングルートを確保することとした。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 工事中における配慮について 建設機械の稼働及び工事用車両等の運行に伴う排出ガスが周辺地域の環境へ与える影響を低減させるための配慮をすること。</p> <p>(2) 公園内調整池の維持管理について 1号公園及び2号公園の調整池は、水辺空間を活かした多目的調整池として、公園と一体的に整備を図るとしているが、非降雨時における湿性環境を維持するための水量確保の方法を含めた維持管理計画を明らかにすること。</p> <p>(3) 事後調査について 選定した事後調査項目のうち、植物・動物・生態系の事後調査地点については、公園・緑地計画を基に選定するとしているが、植物・動物・水生生物（魚類、底生生物）ごとにその調査地点を具体的に明らかにすること。</p>	<p>バックホウ、ブルドーザ等の建設機械は、原則的に国土交通省の指定した「排出ガス対策型建設機械」を使用することとする。</p> <p>また、工事用車両を運行させる業者やその運転手に対しては、最新の排出ガス規制適合車の使用、過積載の禁止、アイドリングストップの実施、急発進・急停車運転の禁止、車両の集中等を回避できる運行計画の立案とその確実な実行等を指導する。</p> <p>1号公園及び2号公園は、将来的には横須賀市に移管され、維持・管理は横須賀市が実施することになるが、移管前までには横須賀市と協議を行い、移管後の維持・管理に反映されるよう努める。</p> <p>また、非降雨時の親水空間、湿性環境の維持については、常時水位が確保（水量の確保）できるよう調整池の構造等を検討する。</p> <p>なお、調整池内の水生植物等については自然の遷移に任せることを基本として考えている。</p> <p>植物・動物・生態系の事後調査は、現況が残る部分については基本的に現地調査を実施した地点とした。</p> <p>また、造成部分については、生態系ユニットごとに予測した内容が検証できる地点を選定することとし、公園・緑地計画により整備された緑地の生育状況やそれに伴う動物の生息状況の変化等が把握できる地点を主に選定することとした。</p>